

公 告

次のとおり、企画提案方式により、東京アンテナショップ「香川・愛媛せとうち旬彩館」の運営等を行う事業者を募集するのでお知らせします。

平成 30 年 2 月 26 日

香川県知事 浜田 恵造

愛媛県知事 中村 時広

1 運営事業者の募集について

この公募により、一定の資格要件に該当する事業者から、「香川・愛媛せとうち旬彩館」の 1 階物産販売店舗、2 階飲食店舗及び工芸品等販売店舗の運営並びに観光情報コーナーの運営補助に関する提案を受け、香川・愛媛両県により内容の審査を行ったうえで、総合的に最も優れた内容であると認められた事業者を選定し、平成 30 年 10 月～平成 33 年 3 月末までの 2 年 6 カ月間、運營業務委託契約を締結します。

2 香川・愛媛せとうち旬彩館の概要

(場所) 東京都港区新橋二丁目 19 番 10 号 新橋マリビル 1・2 階

(名称) 施設名 香川・愛媛せとうち旬彩館

① 物産販売店舗名 香川・愛媛せとうち旬彩館 特産品ショップ

② 飲食店舗名 郷土・せとうち料理 かおりひめ (香媛)

③ 工芸品等販売店舗名 香川・愛媛せとうち旬彩館 工芸品ショップ

④ 観光情報コーナー名 香川・愛媛せとうち旬彩館 観光情報コーナー

(施設) 面積 149.15 坪 (1 階 : 53.43 坪、2 階 : 95.72 坪)

うち、①物産販売店舗は約 45 坪 (1 階)、②飲食店舗は約 53 坪 (2 階 客席 77 席)、③工芸品等販売店舗は約 5 坪 (2 階)、④観光情報コーナーは約 2 坪 (2 階)

(業務内容)

1、物産販売業務

香川・愛媛両県の県産品 (食品関係) の特徴や魅力の発信及び販路拡大のために行う物産販売店舗の運営

2、飲食提供、工芸品等販売業務及び観光情報業務

(1) 飲食提供業務

香川・愛媛両県の郷土料理並びに香川・愛媛両県の農林水産物等を使用した料理を販売する飲食店舗の運営

(2) 工芸品等販売業務

香川・愛媛両県の工芸品や雑貨類等の特徴や魅力の発信及び販路拡大のために行う工芸品等販売店舗の運営

(3) 観光情報業務

香川・愛媛両県の観光地やイベント情報の発信を行う観光情報コーナーの運営補助

3 運営の条件等

別添『香川・愛媛せとうち旬彩館』運営事業者募集要項（1階物産販売店舗 編）及び（2階飲食店舗、工芸品等販売店舗及び観光情報コーナー 編）を参照。

なお、2年6カ月の運営委託契約を基本としますが、受託者の運営状況が良好であれば、2年間延長することもあります。

4 応募資格

(1) 物産販売業務

首都圏を基盤として物販業の運営実績があること。

(2) 飲食提供業務、工芸品等販売業務及び観光情報業務

首都圏を基盤として飲食業の運営実績があること（グループ企業を含め、物販業の運営実績があることが望ましい）。

(3) 共通事項

- ① 納付が義務付けられている都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ③ 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ・ 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ・ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者ではなく、香川県物品の買入れ等に係る指名停止措置要領（平成11年香川県告示第787号）別表10の項から15の項までのいずれにも該当しないこと。

5 スケジュール

「参加登録申込書」「質問」受付開始	平成30年2月26日（月）
「参加登録申込書」提出締切	平成30年4月23日（月）
応募資格確認通知	平成30年4月25日（水）
現地説明会	平成30年4月27日（金）
「質問」受付締切	平成30年5月7日（月）
「事業計画書」提出締切	平成30年5月28日（月）
プレゼンテーション（別途、参加者に通知）	平成30年6月中旬を予定
運営事業者決定	平成30年7月上旬を予定

〈公表資料〉 ※香川県又は愛媛県のホームページを参照してください。

- (1) 「香川・愛媛せとうち旬彩館」運営事業者募集要項
 - ① 1階特産品販売業務 編
 - ② 2階飲食提供業務、工芸品等販売業務及び観光情報業務 編
- (2) 参加登録申込書（様式1）
- (3) 事業計画書（様式2）
- (4) 質問書（様式3）
- (5) 香川・愛媛せとうち旬彩館運営状況
- (6) 現契約書（物販編、飲食編）
- (7) 〈参考〉図面等（1階平面図、2階平面図、2階厨房平面図、機器一覧1・2）

〈申し込み・問合せ先〉※公募の総合窓口は、香川県です。

香川県交流推進部県産品振興課

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号
電話：087-832-3375 FAX：087-806-0237
E-Mail：kensanpin@pref.kagawa.lg.jp

愛媛県経済労働部観光物産課

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話：089-912-2493 FAX：089-812-2489
E-Mail：kankou@pref.ehime.lg.jp